資料２

第７回　船井電機跡地施設整備基本計画策定検討委員会
委員会からの意見等と市の考え方

１．開催日時：令和７年１２月２３日（火）１３時３０分から１５時４５分まで

２．委員会からの意見等と市の考え方

（１）施設整備に関する意見

意見の主な内容	市の考え方
基本計画では、令和８年度から設計を行い、本体工事・付帯工事・開業準備を経て令和 13 年度末の供用開始を想定しているが、現在示されている総事業費約 50 億円について、6 年後の建設時点でどの程度の金額になるのか懸念がある。他の自治体の施設でも事業費が想定と変わってきている事例がある中で、この金額で事業を進められるのか、また、仮に事業費が増加した場合に、施設規模を縮小するのか、あるいは現在の方針のまま進めるのかという点について疑問がある。	事業費については、将来の物価動向に不確定要素があるものの、現時点の単価を前提として物価変動を一定程度見込み、総事業費を算定しています。施設規模については、機能の融合・合理化を前提に、延床面積約 3,400 ㎡を基本とし、設計段階において詳細を検討していきます。 引き続き、社会情勢や建設費動向を踏まえながら、適切に判断してまいります。
基本計画素案において「固定席を基本としつつ」との表現となっている点について、前回の説明では固定席で検討するものと理解していたため、可動席が導入されるのではないかとの懸念がある。文化協会としては、可動席は維持管理費がかかることや運用面での負担が大きいとの実態も踏まえ、固定席とすることを明確にしてほしい。	本計画において、ホールの座席は 500 席程度の固定席を基本とします。災害時の運営等については、ホール空間と屋内の多目的スペースを分けて配置することを前提に今後検討を進めていくこととなります。
経済団体の代表として、団体内での合意を踏まえた意見である。管内の事業者数が減少傾向にあり、今後さらに加速することを強く懸念している中で、本施設の整備効果として、雇用の創出や後継者の呼び戻し、設備投資の促進など、地域経済の活性化につながることを期待してきた。しかし、基本計画素案を見る限り、経済活性化に関する記載は限定的であり、本計画は経済活性化に資するものではないとの認識である。仮に本施設が経済活性化を主目的としないのであれば、16,000 ㎡という貴重な敷地	新施設では、図書館や市民活動施設による日常的な滞在・交流に加え、ホールでの講演会や発表会などによるイベント型の賑わい、屋内外の多目的スペースを活用した取組、総合体育館との連携による賑わいづくりなど、施設全体を通じた多様な活動による賑わい創出を想定しています。 また、学会やシンポジウムなどの小規模なローカル MICE については、宿泊や飲食、市内回遊を伴うことから、地域経済への寄与が期待できるものと考えています。

意見の主な内容	市の考え方
を本施設のみで利用することの妥当性について疑問がある。住宅や公園機能などを組み合わせ、敷地全体をより有効かつ総合的に活用する方向性も検討すべきではないかと考える。 また、事業手法については、この段階で方式を決める必要はなく、今後、専門家の意見も踏まえながら検討すべきである。	事業手法については、基本計画の段階では考え方を示しているものであり、具体的な方式の選択については、今後の事業化段階において、専門的な知見も踏まえながら検討してまいります。
現在、総事業費として約 50 億円が示されているが、施設全体の最終的なイメージが分からない中で、その金額の根拠が理解しにくい。建築のイメージ図など、施設の全体像が分かる資料があれば示してほしい。 また、県合同庁舎との合築が検討される場合、駐車場の確保について懸念があるため、県と十分に協議してほしい。	建築のイメージ図については、基本計画の段階では作成していません。今後は、建築設計者が選定された後、設計段階において建物の具体的な形や配置が検討されることになります。 総事業費については、これまでの議論を踏まえて整理した各機能の必要面積を積み上げる形で、概算として算出しています。 なお、現在想定している事業費は、市が整備する図書館、市民活動施設、ホールの 3 機能を前提としたものであり、県施設との合築を前提としたものではありません。駐車場の取扱いを含め、合築に関する事項については、今後県と協議を進めてまいります。
県合同庁舎との合築が検討される場合、県が想定している整備時期が、市の計画している開館時期と比べてどのような考え方なのか把握している範囲で示してほしい。 また、県合同庁舎は規模が大きく、防災機能の確保など追加的な要件が求められる可能性もあり、合築の内容によっては、市が計画しているホールや図書館などの施設規模や内容が整理できなくなるおそれがあることを懸念している。 そのため、基本設計まで待つのではなく、できるだけ早い段階で県と協議を行い、合築の規模や前提条件の概略を整理した上で、市の施設計画との関係を明確にすべきである。これは要望である。	基本計画に示している整備スケジュールは、市が単独で施設整備を行う場合を前提として整理したものです。設計や運営者の検討に要する期間、土壌汚染の可能性への対応、近年の建設工事に要する期間の長期化などを踏まえ、現時点で想定される期間として示しています。 本計画は、これまで 7 回にわたる委員会での議論を通じて、市としての理念や施設規模、考え方を整理してきたものであり、まずはこの計画を市の計画としてしっかりと仕上げていくことが重要であると考えています。 今後は、委員会でいただいた意見を踏まえ、計画内容をさらに精査した上で、最終案として取りまとめていきます。
県との合築について、仮に市が想定している施設機能が大きく阻害されるような状況になるのであれば、その点について懸念がある。	本計画では、市が想定している施設の機能や役割を前提として計画を取りまとめており、今後においても、施設の基本的な機能や方向性が

意見の主な内容	市の考え方
また、総事業費約 50 億円という想定で進めているが、大事なのはその金額自体ではなく、市の財政状況を踏まえた場合に、将来を見据えてどの程度の初期投資や維持管理費であれば受け止められるのかという考え方ではないか。建設費と維持管理費を含めた全体像の中で示されなければ、金額だけを示されても理解しにくいと感じる。	損なわれることのないよう対応してまいります。 施設整備にあたっては、建設費だけでなく、供用開始後の維持管理費や運営費を含めた将来的な財政負担を見据えることが重要であると認識しています。 維持管理費については、光熱費や舞台設備に係る費用、日常管理に要する経費など、複数の要素から構成されており、運営体制や施設の使われ方によって水準が変動することから、一定の試算は行っているものの、現段階では具体的な金額を示していません。今後、運営のあり方が具体化する段階において、維持管理費や運営費について示してまいります。
基本計画では図書館機能としてデジタル化や ICT 活用が記載されているが、今後、施設を整備・運営していく上では、図書館に限らず、施設全体としてデジタル対応がより重要になると考えられる。 具体的な内容や記載箇所については整理が必要だが、ICT の活用やデジタル対応に努めていくという市の姿勢について、基本計画の中で触れてもらえるとよいのではないか。 また、施設整備にあたっては、設計や工事の段階においても、BIM などのデジタルツールの活用について検討の余地があると考えられる。基本計画への記載の有無は別として、設計・施工段階におけるデジタル技術の活用についても視野に入れてほしい。	デジタル技術の活用については、図書館機能に限らず、施設全体の利用や運営の質を高めるための手段として重要であると認識しています。総合体育館など周辺施設との連携や、学会・シンポジウム等での活用も視野に入れ、映像活用や公共施設間連携などを通じて、外部との連携や情報発信に ICT を活用してまいります。 一方で、本施設は、人が集い、交流し、実体験を通じて文化や活動に触れる場としての価値を重視しており、ICT についても、こうした施設の基本的な役割を補完・支える形で活用してまいります。 また、設計や工事における BIM 等のデジタルツールの活用については、今後の設計や発注の進め方を検討する中で、設計者や施工者の対応状況、発注の公平性や実現性にも配慮しながら、適切な活用のあり方を検討していきます。
社会教育委員会（公民館運営審議会）の代表として、これまでの経緯を説明したところ、委員の総意として「500 席規模のホールをできるだけ早く整備してほしい」という強い要望があった。 人口減少が進み、今後さらに子どもの数が減少していくことが見込まれる中で、将来を見据	人口減少が進行する中で、施設整備の時期について早期の実現を求める声があることは、重要な意見として受け止めています。一方で、本施設については、設計、運営体制の検討、関係法令への対応など、段階的に進める必要がある事項も多く、一定の期間を要することから、基

意見の主な内容	市の考え方
えると、施設整備を先送りするのではなく、早期に実現することが重要であると考える。	本計画に基づき、着実に事業を進めていくことが重要であると考えています。 今後も、委員会でいただいた意見を踏まえながら、可能な限り円滑に整備が進むよう努めてまいります。
新施設の延床面積が概ね 3,400 ㎡とされている中で、この規模において必要となる消防設備にはどのようなものが想定されるのか、参考として教えてほしい。	消防設備については、延床面積や用途、収容人員などに応じて、消防法に基づき必要な設備を設けます。 具体的な設備内容については、今後の設計段階において、関係法令を踏まえながら整理していきます。
新施設や総合体育館周辺は防災拠点として位置づけられていると認識しており、大規模災害時には、建物内での避難生活が困難になる場合も想定される。その際、敷地内の空き地や駐車場を活用し、車中泊など屋外での避難に対応できるようにしておくことが重要であると考える。災害時の避難や一時滞在の場としての活用も考慮してほしい。	駐車場の一部を災害時の一時避難に活用する考え方については、基本計画の「災害時に求められる機能」の中で位置づけています。広域避難所に指定されている池田総合体育館との連携を踏まえ、防災拠点として平常時の利用と両立を図りながら、災害時に必要となる避難機能を確保していきます。
基本計画では建物の構造体を耐震性能Ⅱ類としているが、今後 30 年、40 年と長期間使用する施設であることを考えると、将来の基準変更も見据え、より耐震性能の高いⅠ類とすることも検討すべきではないか。	建物の耐震性能については、建築基準法に基づき人命を守ることを前提とした上で、災害時に建物にどの程度の機能を求めるかを踏まえて検討しています。 耐震性能Ⅱ類は、大地震時においても建物の損傷を抑え、比較的早期の復旧が可能となる水準であり、本施設の用途や役割を踏まえると、現時点では適切な水準であると判断しています。 一方、Ⅰ類とした場合には、防災拠点として継続的な機能確保が期待できる反面、建設コストが大きく増加することから、費用対効果の観点も含めて総合的に判断し、基本計画ではⅡ類を採用しています。

（２）その他の意見

意見の主な内容	市の考え方
これまで若年層を含む多くの意見が寄せられており、今後も完成までの長い期間を通じて、さまざまな形で意見を聴いていくことが想定される。その際、意見募集をホームページへの掲載だけで行う場合、若い世代に情報が十分に届かず、意見を出してもその結果が共有されない状況になりかねない。 今後については、若年層にも届く方法で意見を聴き、また寄せられた意見がどのように扱われたのかが分かる形で示すことが重要であると考える。	これまで、保護者や高校生など若年層からも多くの意見をいただいており、基本計画素案においても、そうした意見を踏まえた考え方やニーズを反映しています。2月に予定しているパブリックコメントについては、制度上、ホームページや市報を通じて広く意見を募る手続きとして実施しますが、今後、完成までの期間を通じて意見を聴いていくにあたっては、若年層を含む幅広い世代に情報が届くよう、意見聴取の方法や情報発信のあり方について検討してまいります。また、寄せられた意見については、その内容や反映状況が分かるよう、適切な形での共有に努めてまいります。
一般市民の中には、パブリックコメントという制度自体を知らない人も多く、どのように意見を出せるのか、また、その意見がどのように反映されるのかが分かりにくいと感じている。今回の基本計画に限らず、今後の市の運営全体においても、市民の声を生かしていく仕組みとしてパブリックコメントを位置づけるのであれば、制度の周知や分かりやすい情報発信に、市として積極的に取り組んでほしい。	パブリックコメントを含む市の情報発信については、ホームページや広報紙に加え、LINEなどの媒体も活用しながら、より多くの市民に情報が届くよう取り組んでいます。 今後についても、パブリックコメントの募集にあたっては、制度の内容や意見提出の方法が分かりやすく伝わるよう、さまざまな媒体を活用した情報発信の工夫を検討してまいります。
基本計画の「今後の課題」に土壌汚染と記載されているが、どのような内容の汚染が想定されているのか。また、土壌汚染がスケジュールや事業費に影響を及ぼす可能性があるとされている中で、調査はすでに実施されているのか、今後どのような調査を行い、結果はいつ頃分かるのかを確認したい。	本計画地については、過去に実施された調査により、一部に土壌汚染のおそれが確認されています。このため、今後、法令に基づき、詳細な状況を把握するための調査を実施し、汚染土の範囲を特定するとともに、適切に対応を進めてまいります。 土壌汚染への対応は建設工程や事業費に影響を与える可能性がある重要な要素であることから、調査結果を踏まえ、設計段階に反映できるよう努めてまいります。また、これらの調査や対応については、事前に計画的に進めることで、工事全体の大きな遅れにつながらないよう慎重に進めてまいります。

新施設の整備にあたっては、周辺環境との調和や、市が進めている取組との関係性についても、市としての考え方が分かるよう、一定の説明を加えることを検討してはどうか。	新施設の整備にあたっては、周辺の自然環境や既存施設、土地利用の状況との調和を図ることが重要であると考えております。 こうした考え方については、外観・内観デザインの基本方針において周辺環境や景観との調和に配慮する姿勢を示すとともに、外構計画において敷地全体の外部空間のあり方として整理しており、これらの考え方を踏まえた施設整備を進めていきます。
人材不足や物価高騰、災害リスクが高くなっている現状におきまして、運営体制の方向性について、柔軟に対応できる範囲で方向性を検討されては如何か。5-2 に管理運営方針が記載されているが、いろいろなケースをご検討されてもよいのでは考える。	新施設は、世代や立場を超えて多様な活動が生まれる場として、日常的に人が集い、交流が生まれることを目指しており、その実現には、施設のハード整備に加えて、運営のあり方が重要な要素であると考えています。 このため、運営体制については、人材確保や災害時対応なども含め、将来にわたって安定的かつ柔軟に施設を運営できる体制が求められると認識しています。 基本計画では、管理運営の基本的な方向性を示していますが、現時点で特定の運営方式を定めるものではなく、施設の特性や求められる役割に応じて、民間事業者の知見やノウハウの活用も含め、複数の運営手法を検討していきます。